

大阪市規則第14号

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2</u> 別表第1に掲げる局又は室に、同表に定めるところにより理事を置く。</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 別表第2に掲げる局又は室に、同表に定</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p><u>2</u> 副首都推進局に次に掲げる理事を置く。</p> <p>(1) 本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整並びに公立大学法人大阪に関する事務を所管する理事</p> <p>(2) 副首都化の戦略・ビジョンに係る調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事</p> <p>(3) 公立大学法人大阪に関する事務を所管する理事</p> <p><u>3</u> デジタル統括室にスマートシティの推進に係る調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事を置く。</p> <p><u>4</u> [同左]</p> <p><u>5</u> 別表第1に掲げる局又は室に、同表に定</p>

<p>めるところにより担当部長を置く。</p> <p><u>5</u> 別表第3に定めるところにより、局、室又は部に担当課長を置く。</p> <p><u>6</u>～<u>10</u> [略]</p> <p>第5条 [①] 別表第1に掲げる理事は、同表に定める事務を所管する。</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u>～<u>6</u> [略]</p> <p><u>別表第1</u> (第2条、第5条関係)</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p><u>別表第2</u> (第2条関係)</p> <p>[表 別紙3 挿入]</p> <p><u>別表第3</u> (第2条関係)</p> <p>[表 別紙5 挿入]</p>	<p>めるところにより担当部長を置く。</p> <p><u>6</u> 別表第2に定めるところにより、局、室又は部に担当課長を置く。</p> <p><u>7</u>～<u>11</u> [同左]</p> <p>第5条 [新設]</p> <p>[①] [同左]</p> <p><u>2</u>～<u>5</u> [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>別表第1</u> (第2条関係)</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p><u>別表第2</u> (第2条関係)</p> <p>[表 別紙4 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

所属名	名称	人員	所管事務
副首都推進局	理事	1名	本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整並びに公立大学法人大阪に関すること
	理事	1	副首都化の戦略・ビジョンに係る調査、企画及び総合調整に関すること
	理事	2	副首都にふさわしい行政体制に係る調査、企画及び総合調整に関すること
	理事	1	公立大学法人大阪に関すること
デジタル統括室	理事	1	スマートシティの推進に係る調査、企画及び総合調整に関すること

[別表第1 別紙2]

所属名	名称	人員
副首都推進局	[同左]	[同左]
	副首都推進担当部長	<u>3</u>
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第2 別紙3]

所属名	名称	人員
副首都推進局	[略]	[略]
	副首都推進担当部長	<u>6</u>
	[略]	[略]
[略]		

[別表第2 別紙4]

所属名	名称	人員
副首都推進局	[同左]	[同左]
	総合調整担当課長	1
	副首都企画担当課長	8
	事業再編担当課長	2
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第3 別紙5]

所属名	名称	人員
副首都推進局	[略]	[略]
	副首都推進担当課長	15
	[略]	[略]
[略]		